

霧島市事業継続支援給付金

【第3期】

申請要領

霧島市商工観光部 商工振興課

**「事業継続支援給付金」を
装った詐欺にご注意ください。**

1 霧島市事業継続支援給付金について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や営業時間短縮要請の影響により、業績が落ち込んだ市内の中小企業者等の経営を支援し、及び下支えするため、霧島市が交付する給付金です。

2 対象者

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	中小企業基本法第2条第1項の範囲 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他	3億円以下	300人以下

※ フリーランスを含む個人事業者については、全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入であるものに限るものとし、かつ、同事業者のうち市内に事業所を有しないものは令和3年4月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限りません。

(2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合

(3) 次に掲げるすべての項目に該当しない者

ア 国の月次支援金の対象となる事業者

イ 鹿児島県事業継続一時支援金給付事業の対象となる事業者

(売上額の減少率が50%以上ある事業者)

ウ 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の対象となる飲食店 **(協力金の受給の有無に関わらず)**

エ 次に掲げる霧島市事業継続支援給付金のいずれかの給付を受けた事業者

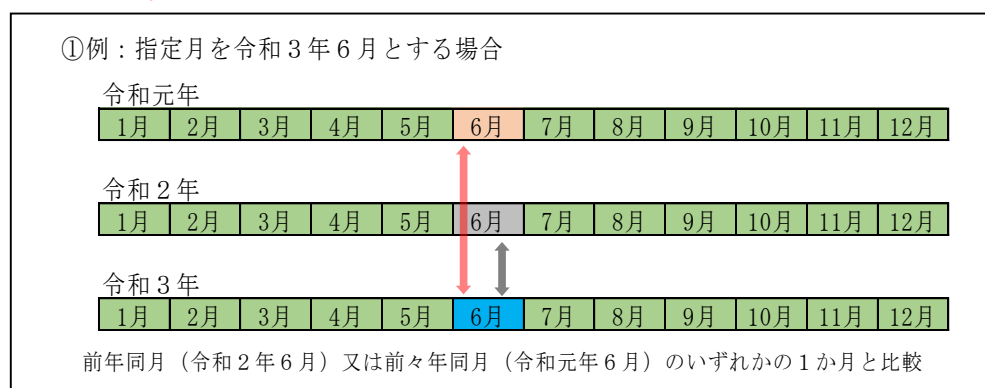
- (ア) 令和3年度タクシー事業者等緊急支援型
- (イ) 令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期
- (ウ) 令和3年度飲食店取引事業者緊急支援型

3 要件

以下の(1)～(9)全てを満たすもの

- (1) 令和3年4月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 令和元年5月31日以前から引き続き市内で事業を継続している場合は、令和3年5月又は令和3年6月のいずれかの指定する1か月(以下「**指定月**」という。)の売上が、前年同月又は前々年同月と比較して、20%以上50%未満の範囲内で減少していること。

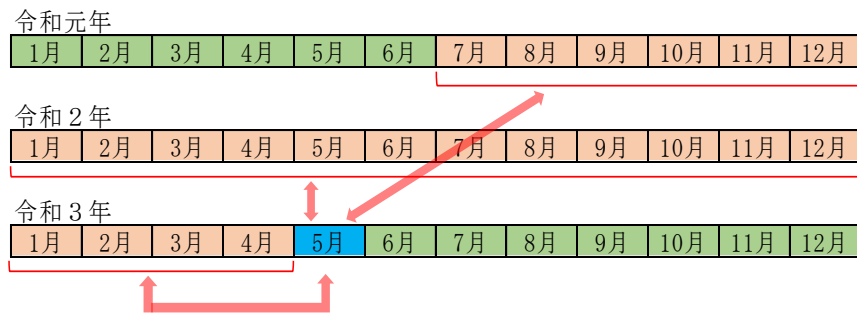
(50%以上減少している場合は、県の事業継続一時支援金への申請となります。)



- ② 令和元年6月1日から令和3年4月1日の間に事業を開始している場合は、指定月の売上が、令和元年7月から令和3年4月までの間の任意の1か月の売上と比較して、20%以上50%未満の範囲内で減少していること。

(ただし、令和元年6月1日から令和2年5月31日までの間に事業を開始している場合は、指定月と前年同月との比較において50%以上減少している場合、県の事業継続一時支援金への申請となります。)

②例：指定月を令和3年5月とする場合



令和元年7月から令和3年4月までのいずれかの1か月と比較

- (3) 令和元年分又は令和2年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得（鹿児島県税条例(昭和38年条例第23号)の定めるところにより課税される場合に限る。）のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 令和元（平成31）年又は令和2年に市税（法人においては法人市民税）を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

4 給付額

- (1) 法人 20 万円
- (2) 個人事業者 10 万円

※県の事業継続一時支援金（減少率50%以上）の場合、法人30万円、個人事業者15万円

5 申請

法人や個人事業者ごとに申請してください。

(1) 申請期限

令和 3 年 9 月 30 日 (木) ※消印有効

(2) 申請方法

原則として**郵送**

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課 「事業継続支援給付金」担当 宛

6 給付までの流れ

①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。

↓

②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。

↓

③交付・確定決定通知書の送付

不交付決定通知書の送付

↓

④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市事業支援」 現金での支給はできません。

「キシマジギョウケン」

申請書類に不備が無い場合、受付日から20日間程度で給付します。

(ただし、連休前後は通常より時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。)

7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電 話 : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 6 0 3

F A X : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 5 2 8

メール : shou-seisaku@city-kirishima.jp

U R L : <https://www.city-kirishima.jp>

受付時間 : 土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

霧島市 事業継続支援給付金

検索

